

表 政務における深刻な信用失墜行為

1	投資や人材誘致、創業支援などにおける、法律や規定に基づき承諾した政策または契約書・協議書などの不履行や履行の遅延、契約違反など
2	政府投資プロジェクトの建設における、企業への支払いの遅延、企業への不当な契約条件の要求など
3	政府調達における、受託先との契約の締結、履行、変更過程における違反行為、調達の実績がないまま受託先に経費を支払う行為
4	土地の供給における、法律や規定に基づき承諾した政策または契約書・協議書などの不履行
5	政府主導による土地収用や事業所移転の際、市場参加者などの正当な権利や利益を損なうこと(法定の権限や手続きを遵守しない、関係者に法律に基づく補償を行わないなど)
6	政府による公共入札事業における、公開前の入札条件の流出、特定企業と気脈を通じる行為など 政府による調達事業における、特定サプライヤーと気脈を通じる行為や当該サプライヤーからの賄賂受領など
7	市場参入や撤退、商品の流通などの政策策定時に、市場競争の排除・制限に関する内容を含むこと
8	中国人民銀行や商業銀行に対する関連法規に違反するローン発行や担保提供の強要・命令、国務院が承認した金額を超えた地方政府債券の発行など
9	深刻な信用失墜行為に関する遼寧省信用情報共有プラットフォームへの申告遅延、関連規定に基づかない信用失墜行為の認定や懲戒措置の実行

(出所)「遼寧省政務における深刻な信用失墜行為に対する共同懲戒実施弁法(試行)」を基にジェトロ作成